

【養護教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により、様々な取得方法があります。

次の表から該当するページをクリックしてください。

- 大学等を卒業して初めて免許状を取得する方、すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は、別表第2 ([2ページ](#)) を参照してください。

(1) 養護教諭二種免許状

別表第2 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
養護助教諭（臨時）免許状及び看護師免許	—	別表第6	4
養護助教諭（臨時）免許状及び准看護師免許	3年以上		
養護助教諭（臨時）免許状のみ	6年以上		

※ この他、保健師又は保健婦の免許を有する者は、施行規則第66条の6にある科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」）を各2単位取得することで、養護教諭二種免許状を取得することができます。

（なお、平成21年度までに大学等の保健師養成機関を卒業し保健師の免許を受けた者については、施行規則第66条の6にある科目の修得は不要です。）

(2) 養護教諭一種免許状

別表第2 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
養護教諭二種免許状及び4年制大学卒業	1年以上	別表第6	5
養護教諭二種免許状及び保健師免許			
養護教諭二種免許状のみ	3年以上		

(3) 養護教諭専修免許状

別表第2 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
養護教諭一種免許状	3年以上	別表第6	6

※ 在職年数は、原則として所有する免許等での在職年数です。

※ 「4年制大学卒業」には大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した場合を含みます。

1 大学等を卒業して養護教諭普通免許状を取得する（免許法別表第2）

【基礎資格】

種類	基礎資格	
専修	修士の学位（大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）	
一種	イ	学士の学位（学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。）
	ロ	保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学
	ハ	看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学
二種イ	短期大学士の学位（文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業した場合並びに大学又は養護教諭養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。）	

【最低単位数等】

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名（一種のロハを除き、 下記のすべての事項を修得することが必要）			受けようとする免許状の種類					
			専修	一種			二種イ	
			イ	ロ	ハ			
最低単位数			80	56	12	22	42	
単位の 内訳	第二欄	養護に関する 科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4	※A 3	2	2
			学校保健	2	2		※B 2	1
			養護概説	2	2			1
			健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	—	—	2
			栄養学（食品学を含む。）	2	2	※A	2	2
			解剖学・生理学	2	2	—	—	2
			「微生物学、免疫学、薬理概論」（以上の科目について単位を修得する。）	2	2	—	—	2
			精神保健	2	2	—	—	2
			看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10	—	—	10
	第三欄	教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	※C 2	※C 2	5
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解（1単位以上）					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に含まれる場合は、修得を要しない。）							
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6			3
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
			生徒指導の理論及び方法					
	第五欄	教育実践に関する科目	養護実習（事前及び事後の指導1単位以上を含む。）	5	5	※C 2	※C 2	4
			教職実践演習	2	2			2
	第六欄	大学が独自に設定する科目	専修：第2～第5欄から修得	31	7			4
			1種、2種：第2～第5欄又は、大学が加えるこれらに準ずる科目から修得					
	施行規則第66条の6に定める科目 （「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位）			8	8	8	8	8

※ 一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修又は一種免許状を受けようとする場合、それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。

※ 表の見方

(例) 学士の学位を有する者が一種免許状を取得する場合、表にある要件を満たす形で次の 64 単位を取得することが必要です。

- ・「養護に関する科目」 9 科目全てを修得し合計 28 単位以上
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」 6 科目全てを修得し合計 8 単位以上
- ・「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」 4 科目全てを修得し合計 6 単位以上
- ・「教育実践に関する科目」 養護実習 5 単位以上、教職実践演習 2 単位以上
- ・「大学が独自に設定する科目」 第 2～第 5 欄又は、大学が加えるこれらに準ずる科目から 7 単位以上
- ・「施行規則第 66 条の 6 に定める科目」 4 科目全てを修得し合計 8 単位以上

(2) 養護及び教職に関する科目

ア 養護に関する科目

(ア) ※A 「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」、「学校保健」、「養護概説」及び「栄養学（食品学を含む。）」に含まれる内容について、合わせて 3 単位以上修得が必要です。

(イ) ※B 「学校保健」及び「養護概説」について合わせて 2 単位以上修得が必要です。

イ 教育の基礎的理解に関する科目

※C 一種免許状のロの項及びハの項に規定する教職に関する科目については、「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち 1 以上の科目並びに養護実習について、それぞれ 2 単位以上修得する必要があります。

ウ 教育実践に関する科目

(ア) 「養護実習」の単位は、「養護（助）教諭」又は「学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で、常時勤務に服する者」として良好な成績で勤務した者については、経験 1 年につき 1 単位の割合で教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目又は教育実践に関する科目（「養護実習」を除く。）の単位をもって、これに替えることができます。

(イ) 2 単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。

(ウ) 「教職実践演習」は、平成 22 年 3 月 31 日までに課程認定大学等に入学した者については、次のとおり取り扱います。

- ・平成 25 年 3 月 31 日までに総合演習の単位を修得した者については、新たに教職実践演習を修得する必要はありません。
- ・平成 22 年 3 月 31 日に在学し、卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

エ 大学が独自に設定する科目

(ア) 専修免許状の必要単位数から 1 種免許状の必要単位数を差し引いた 24 単位については、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得することが必要です。

(イ) 専修免許状を取得する場合、「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」について修得することが必要です。

(ウ) 一種免許状又は二種免許状を取得する場合、「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目について修得することが必要です。

オ 単位の流用

(ア) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭又は栄養教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。ただし、含めることが必要な事項の内容を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得することが必要です。

有する免許状	流用できる単位数（上限）	
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目
幼稚園、小学校、中学校、高等学校	6（4）	2
栄養	6（4）	8（4）

注（ ）は二種免許状の授与を受ける場合の単位数

カ 施行規則第 66 条の 6 に定める科目（日本国憲法等）

平成 12 年 4 月 1 日前に大学等に在学した者で、これらを卒業するまで（卒業後引き続き科目等履修生となる場合はその科目等履修が終了するまで）に旧法別表第 1 又は第 2 に規定するそれぞれの普通免許状（養護教諭以外の免許状を含む。）に係る所要資格を得た者は、改めて「日本国憲法等」の単位を修得する必要はありません。

2 教員としての在職年数を利用して上位の養護教諭免許状を取得する（免許法別表第6）

(1) 養護助教諭免許状を有する教員が、養護教諭二種免許状を取得する場合

基礎資格	
ア	保健師助産師看護師法第7条の規定により看護師の免許を受けている者
イ	高等学校を卒業し、准看護師の免許を受けている者
ウ	ア・イ以外の場合

基礎資格		ア	イ	ウ					
養護助教諭免許状取得後、養護教員として良好な成績で勤務した年数		※	3	6	7	8	9	10	
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		10	10	30	25	20	15	10	
養護に関する科目 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		4	4	14	11	8	7	5	
単位の 内訳	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1	2		1			
	学校保健	1	1	2		1			
	養護概説								
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			2	1				
	栄養学（食品学を含む。）			2	1				
	解剖学・生理学	1	1			3		2	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」			2	1				
	精神保健					2	1		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）									
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		3	3	8	7	6	4	3	
単位の 内訳	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	任意	任意	3		2		任意
		教職の意義及び教員の役割・職務内容							
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項							
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程							
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解							
	教育課程の意義及び編成の方法								
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間			3		2		1
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）							
生徒指導の理論及び方法									
教育相談の理論及び方法									
大学が独自に設定する科目（「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目から修得。）		1	1	2					

※アの場合は、1か月でも在職期間があればよい。

○ 表の見方

例えば、看護師免許、准看護師免許を有さない者が、在職年数10年の場合、「養護に関する科目」5単位（表の内訳にある単位を含んで修得すること）、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」3単位（内訳は問わない）、「大学が独自に設定する科目」2単位の合計10単位の修得が必要です。

注意

- 1 免許状申請時に養護助教諭免許状が有効期間内である必要があります。
- 2 在職年数は養護助教諭免許状を取得した後の期間とし、当分の間、学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で、常時勤務に服する者を含みます。
- 3 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 4 単位については、養護助教諭免許状の取得後に、(短期) 大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 5 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(2) 養護教諭二種免許状を有する教員が、養護教諭一種免許状を取得する場合

基礎資格	
ア	4年生大学を卒業した者（大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上を修得した者又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者を含む。）（施行規則第12条及び第17条第1項表備考）
イ	保健師免許を基礎資格として授与された二種免許状を受けている者
ウ	ア及びイに該当しない場合

基礎資格		アイ	ウ			
養護教諭二種免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した在職年数		1	3	4	5	
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		10	20	15	10	
養護に関する科目（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		4	8	7	5	
単位の 内訳	衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1			
	学校保健	1	1			
	養護概説					
	健康相談活動の理論及び方法	1	1	3	2	
	栄養学（食品学を含む。）		1			
	解剖学及び生理学					
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		1			
	精神保健		1			
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	1					
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 （内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		3	6	4	3	
単位の 内訳	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	任意	2		任意
		教職の意義及び教員の役割・職務内容				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
		教育課程の意義及び編成の方法				
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間	2	1		
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
生徒指導の理論及び方法						
	教育相談の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目（「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」又は、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目から修得。）		1	2			

○ 表の見方

例えば、4年制大学を卒業しておらず、保健師免許を有していない者が、在職年数5年の場合、「養護に関する科目」5単位（表の内訳を満たすこと）、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」3単位（内訳は問わない）、「大学が独自に設定する科目」2単位の合計10単位の修得が必要です。

注意

- 1 在職年数は養護教諭二種免許状を取得した後の期間とし、当分の間、学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で、常時勤務に服する者を含みます。
- 2 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 3 単位については、養護教諭二種免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 4 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(3) 養護教諭一種免許状を有する教員が、養護教諭専修免許状を取得する場合

養護教諭一種免許状を取得した後、養護教諭として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数		3
養護教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得を必要とする最低単位数	「大学が独自に設定する科目」	15

注意

- 1 在職年数は養護教諭一種免許状を取得した後の期間とし、当分の間、学校において専ら幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で、常時勤務に服する者を含みます。
- 2 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。
- 3 単位については、養護教諭一種免許状の取得後に取得することとし、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で「養護に関する科目」「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」のうちから任意に取得できます。
- 4 15単位のうち、3単位までは教職に関する科目に準ずる科目の単位をあてることができます。
- 5 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。
- 6 平成12年7月1日現在で在職年数が3年以上のものは、次のとおり単位の逡減措置を受けることができます。

養護教諭一種免許状を取得した後、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	4	5	6
養護教諭一種免許状を取得した後、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得を必要とする最低単位数	15	12	9	6

平成16年3月31日までに、上進に必要な所要資格を満たした場合に適用されます。